

第三章 電気通信事業者の業務

第一節 業法としての「業務」に関する規定

総論編で前述したとおり、一般に特定の事業分野を律する、いわゆる「業法」の中で、「業務」と題する章や節などを設けて、サービス水準、供給義務、契約約款への行政監督、消費者保護、業務改善命令など一連の規定を配置する立法例が多数見られる。電気通信事業法もこれらの特徴を備えた「業務」の規定を配置しているので、以下にその内容を見る。

施行当時の電気通信事業法は電気通信事業者の業務のあり方について多数の規定を置いていたが、その後の規制緩和の結果、大半の規定は特定の種類の電気通信事業者に適用されるものに改正され、全事業者に共通する規定は僅かしか残っていない。現在では、第二章第三節「電気通信事業者の業務」のうち契約内容に行政が関与する電気通信役務の説明として前述した規定[法 19～23、25]及びこれに関連する会計の整理の規定[法 24]が一部の電気通信事業者に適用されるものに改正され、電気通信事業法第二章第三節に存続しているので、節を改めて後述する。

これに続いて配列された一連の業務に関する規定[法 26～27 の 4]は規制緩和と入れ違いに拡充された消費者保護規定¹⁶⁷であり、基本は全事業者に、移動通信サービスに関する規定は指定された移動通信事業者全部に適用のある規定である。その内容はサービス提供契約の私的自治を修正するものとして前述した。

さらに続く規定はネットワーク構築のための事業者間契約に関するものだが[法 30～39 の 2]、累次の競争政策強化の結果、多くが NTT グループと大手移動通信事業者 3 グループとに特化して適用される規定となっているので競争政策の説明で前述した。また、これらのうち全事業者に適用の余地があるのは、接続義務[法 32]、接続協議命令[法 35]、電気通信設備・工作物の共用協定の協議命令[法 38]、卸電気通信役務契約協議命令[法 39]である。その内容は、接続協定等締結円滑化のために私的自治を修正するものとして前述した。

その次の一条は提供義務を定めるもので「業務」に関する規定の典型であるが、その適用対象は特定ドメイン名電気通信役務提供事業者に限定されており[法 39 の 3]、その内容はインターネットに関する特則として後述する。

電気通信事業法第二章第三節の最後の一条は、外国政府等との協定等の認可について定めたもので[法 40]、これは全事業者を対象としている。

以上をまとめると、電気通信事業法第二章第三節に置かれた「業務」に関する規定のうち

¹⁶⁷ 提供条件の説明[法 26]と苦情の処理[法 27]は平 15 法 125 号による改正で加わった。